

「マイナンバーカード」取得キャンペーンのお知らせ!!

～平日なかなか役場に来られないという方へ～

【問い合わせ】 町民課戸籍年金係 ☎ 85-6129



マイナンバーカードの申請・受け取りのために、下記の日程で休日に役場窓口を開庁します。ぜひご利用ください。

開庁日	予約締切日	予約時間
7月25日(日)	7月21日(水)	【午前の部】 午前9時～11時30分
8月29日(日)	8月27日(金)	【午後の部】 午後1時～3時
9月26日(日)	9月24日(金)	

※休日の手続きには必ず予約が必要です。予約締切日の午後5時までお電話でご予約ください。

【予約：☎ 85-6129（町民課戸籍年金係）】

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、人数を制限させていただきます。予約の状況によっては、予約締切日前に受付を終了させていただく場合がありますので、ご了承ください。

※各種証明書等の発行は行いませんので、ご注意ください。

～カードの申請・受け取り時にご用意いただくもの～
カードの受け取りは、以下の2つの方法から選択できます

※受け取り方法により、申請時にご用意いただくものが異なりますのでご注意ください

来庁いただくのは
1回のみです。

①役場窓口でカードを受け取る場合

申請

■役場へ来庁し、申請する場合は窓口で住所、氏名、生年月日などを確認させていただきますので、本人確認できる書類をご持参ください。

■QRコード付き交付申請書（再送付された申請書も可）で、窓口申請又はオンライン申請もできます。

受け取り

- 交付通知書（ハガキ）※役場から送付されます
- 本人確認書類（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）
※顔写真付きのものがない方は、健康保険証など2点（学生の場合は、学生証+健康保険証など）
- 通知カード

②郵便（本人限定受け取りまたは簡易書留）でカードを受け取る場合

※申請者本人が役場窓口に来庁し、本人確認書類の提示が必要です。

申請

- 本人確認書類（運転免許証など顔写真付きの身分証明書）
※顔写真付きのものがない方は、健康保険証など2点（学生の場合は、学生証+健康保険証など）
- 通知カード

受け取り

- 本人限定受け取り郵便の場合は、受け取り時に本人確認書類を配達員が郵便局員に提示してください。
- 郵便局保管期間内に受け取れなかった場合は、役場窓口での受け取りとなります。

※役場窓口で申請する場合、顔写真はご持参いただくか、申し出があれば撮影も行います。

マイナンバーカードは原則本人受け取りです!

マイナンバーカードは公的な身分証明書になるため、原則本人受け取りとなっています。

ただし、身体的、精神的疾患で来庁が困難である方、施設入所中や、長期入院、コロナウィルス感染拡大により行動制限を受けている場合など、代理人による受け取りが認められる場合があります。

代理人による受け取りをご希望の場合は上記持ち物のほか、添付書類が必要になる場合がありますので、詳しくは戸籍年金係までご相談ください。



まだ間に合う! マイナポイントをもらおう!

令和3年4月末までにマイナンバーカードを申請した方はマイナポイントをもらうことができます。

カード取得後にマイナポイント申し込みを行い、9月末までのチャージまたはお買い物で、キャッシュレス決済サービスで使えるポイントが上限5,000円分（付与率25%）付与されます。

マイナポイントはスマートフォンアプリ、郵便局、イオングループ、セブン銀行のATM、ローソンのマルチコピー機などからも申請できます。「マイナポイント手続スポット」で検索いただくと、お近くの手続スポットが確認できます。

マイナポイントの利用および健康保険証としての利用には、事前にマイナポータルや、セブン銀行ATMでの登録が必要です。（健康保険証として利用する場合、医療機関ごとにカードによる受診開始時期が異なりますので、直接医療機関の方にお問い合わせください。）

〇～新成人の皆さんへ～ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、働いている世代みんなを支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

国民年金のポイント

☑将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定しており年金の給付は生涯にわたって保障されます。

☑老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

☑国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の1カ月当たりの保険料は16,610円です。

これらの保険料に加えて、毎月400円の保険料を納めることによって、将来の年金額を多く受け取れる制度があります（付加年金）。

☑「前納割引制度」があります！

保険料をまとめて前払い（前納）すると、割引が適用されるのでおトクです。

☑口座振替・クレジットカードでのお支払い

口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間がはぶけ、納め忘れも防ぐことができます。さらに、「早割（当月末納付）」や「前納」で納めると、保険料が割引されます。

国民年金保険料のお支払い

学生納付特例制度

☑「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

☑申請について

「学生納付特例申請書」に在学期間がわかる学生証の両面コピーまたは在学証明書の原本を添付し、役場町民課戸籍年金係または年金事務所へ提出してください。

QRコード



※日本年金機構 HP「20歳になったら国民年金(YouTube)」をご覧ください。

〇国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、町民課戸籍年金係の窓口で手続きをしてください。

令和3年度分（令和3年7月分から令和4年6月分まで）の免除等の受付は令和3年7月1日から開始されます。また、申請時点の2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になった方で、申請を忘れていた期間がある場合は、町民課戸籍年金係または年金事務所へご相談ください。